

浜松市地域経済牽引事業促進協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成29年6月2日 法律第47号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、法第4条第1項に規定する地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）並びに法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後の計画（以下「同意基本計画」という。）の実施に関する必要な事項、その他地域経済牽引事業の促進に必要な事項を通じて地域経済活性化の実現に資することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の協議会は、浜松市地域経済牽引事業促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(設置)

第3条 協議会は、別表に掲げる者を構成員として設置する。

2 その他必要があると認めるときは、法第7条第2項各号に掲げる者を委員として加えることができる。

(公表)

第4条 協議会の公表は、浜松市のホームページへの掲載等により行う。

(事務)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画の作成及び同意基本計画の変更に係る協議に関すること。
- (2) 同意基本計画に位置づけられた事業の実施に関し必要な事項の協議に関すること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、浜松市における地域経済牽引事業の促進に関し必要な事項の協議に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域経済牽引事業の促進に関すること。

(会長)

第6条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、浜松市産業部企業立地推進課長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(オブザーバー)

第7条 協議会は、第5条に規定する事務に関し、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長が会議に召集し、発言を求めることができる。

(会議の招集)

第8条 協議会の会議は、会長が召集する。

(会議の運営)

第9条 会議は委員の過半数の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議結果の尊重)

第10条 協議会の委員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、浜松市産業部企業立地推進課に事務局を置く。

(その他の必要事項)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別表

浜松商工会議所 産業振興部 工業振興課
公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構 事業推進部
静岡県 経済産業部 産業政策課
浜松市 産業部 産業振興課、農業水産課、林業振興課、 観光・シティプロモーション課、企業立地推進課 カーボンニュートラル推進事業本部